

## 特集

# 介護保険施設と医療のあり方

平成 18 年診療報酬・介護報酬同時改定において、診療報酬は 3.16% という史上最大の下げ幅が決定された。それに付随して、医療療養病床の介護保健施設への移行を目的にした奇異な報酬が設定され、介護療養病床は平成 23 年度末で廃止することを国会が決定した。医療、特に慢性期医療の関係者にとっては、まさに激動の一年であった。

同時に現時点では、介護保険施設のあり方が議論されている。療養病床が減少し、転換老健が増えると想像される今後、介護保険施設はどのように整備されていくのだろうか。病院でありながら介護報酬で運営されている介護療養型医療施設、老人保健法で規定されている介護老人保健施設、社会福祉法人の事業である介護老人福祉施設、さらに急増する特定施設など、異なる規準で介護保険施設は運営されている。そして医療提供のあり方、特に急性疾患発生時や看取りの対する対応は、まったく異なっている。

本特集では、厚生労働省老健局地域ケア・療養病床転換推進室の榎本室長に地域ケア指針がどのような形で進められるかについて執筆をお願いした。また、療養病床協会・全国老人福祉施設協議会・全国老人保健施設協会より、それぞれの立場から今後の介護保険施設のあり方、医療提供のあり方を論じていただいた。一方、社会から見た介護保険施設のあり方について、慶応義塾大学大学院の高木教授に執筆をお願いした。事例としては、医療・介護の連携を主体に独自の方法で事業展開している 3 か所の事例紹介をお願いした。

療養病床再編や介護保険施設のあり方が問われている現在、本特集が現場にいる方や関係する方にとって多少なりともお役に立てれば幸いである。

猪口 雄二

医療法人財団寿康会寿康会病院理事長・院長